

- 新たな相談支援事業で作成する支援計画に基づき実施することが必要。
- 中間的就労は、社会福祉法人やNPO、民間企業等の自主事業として考えるべき。その推進のために、事業立上げに係るノウハウの提供、立上げ支援、優先購買の仕組み、税制優遇等の社会全体の力を借りた支援が必要。
- 事業の適正性を確保するため、公的な認定の仕組みが必要。

(5) ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

- 地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要。

(6) 家計再建に向けた支援の強化について

- 生活困窮者の家計の再建のため、家計収支全体の改善等を図る観点から、家計収支等に関するきめ細かな相談支援（家計相談支援）を強化し、必要に応じて貸付につなげていく仕組みを検討すべき。
- 家計相談支援は、福祉事務所設置自治体を中心に自治体が行う事業として考え、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とすることが適当。
- 国において支援の担い手を養成するための標準的なカリキュラムを示す必要。

(7) 居住の確保について

- 現在実施されている住宅手当制度を参考に、離職により住居を喪失した生活困窮者であって、就労による自立が可能なる者に対して、賃貸住宅の家賃補助により居住の確保を支援する給付金の制度化を検討する必要。
- 給付金の提供主体は、福祉事務所設置自治体を中心に考えることが適当。
- 新たな相談支援事業で作成する支援計画に基づいて支給することが必要。
- 住居がない生活困窮者に対して、緊急的・一時的に宿泊場所や食事の提供等を行う事業を検討することが必要。

(8) 子ども・若者の貧困の防止について

- 課題を抱える子ども・若者に対し早期発見・早期対応を行うため、地域若者サポートステーションの体制強化を図りつつ、これらの子ども・若者に対する相談支援・就労支援に重点的に取り組む必要。
- 貧困の連鎖を防止するため、義務教育段階から生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を行う事業の実施が必要。地方自治体が地域の実情に応じて実施できるとし、社会福祉法人やNPO等に委託可能とすることが適当。

3. 生活保護制度の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 現在の生活保護受給者の自立を助長する仕組みが必ずしも十分とは言い難い状況にある。
- このため、新たな生活困窮者支援体系の構築に併せ、これと一体的に生活保護制度の見直しも行い、両制度が相俟って、それぞれの生活困窮者の状態や段階に応じた自立を促進することが必要である。

(2) 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について

- 受給者の自発的な能力活用等の取組を促す観点から、自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、一定の手当を支給することが必要。
- 一定期間経過後も就職の目途が立たない場合等には、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことや低額であっても一旦就労することを明確にすべき。
- 勤労控除制度について、全額控除となる水準や控除率を見直す必要があるとともに、あくまでこれに併せながら、特別控除については、活用の程度にばらつきがあることから廃止も含めた見直しを検討することが必要。
- 保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労収入積立制度）の創設を検討することが必要。

(3) 健康・生活面等に着目した支援について

- 福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康に関する相談等があった際に助言指導等を行う専門の職員の配置を検討することが必要。
- 福祉事務所が必要と判断した者については、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるようにすることが必要。
- 住宅扶助費の目的外使用を防止することが必要な家賃滞納者等については、代理納付を推進するとともに、民間団体に日常生活支援・相談も併せて行ってもらいながら、生活保護受給者の居住支援を進めることが必要。

(4) 不正・不適正受給対策の強化等について

- 「資産及び収入の状況」に限定されている福祉事務所の調査権限について、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加するとともに、官公署については回答義務の創設を検討することが必要。
- 不正受給に係る返還金について事前の本人同意を前提に保護費との調整をで

きないか検討することや、罰則の引上げ及び返還金への加算を検討することが必要。

- 稼働能力がありながらその能力に応じた就労活動を行っていないことを理由に、複数回保護を廃止された場合は、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、その後再度保護の申請があった場合の審査を厳格化することが必要。
- 保護が必要な人が受けることができなくなるように特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対して、困難な理由の説明を求めることが必要。

(5) 医療扶助の適正化について

- 健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定（取消）要件を法律上明確化するとともに、有効期間を導入することが必要。
- 指定医療機関に対する国による直接指導も併せて実施できるようにした上で、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討すべき。
- 後発医薬品の使用促進などを含め、しっかりと対応していくことが必要。

(6) 地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備等について

- 引き続き、地方自治体の体制整備や負担軽減を図り、生活保護受給者に対してより適切な支援が行えるようにしていくことが必要。

生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

【平成25年度予算額（案）：3,008,000千円】
 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

事業目的

○ 生活困窮者の自立の促進を図るため、それぞれの状態に応じた就労支援等の体制の構築とともに、それらを包括的に提供する相談支援体制を構築し、総合的な取り組みとして実施することにより、生活困窮者支援施策の制度化に寄与することを目的とする。

実施主体

○ 原則として指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所設置町村）とする。
 また、都道府県については、管内町村部及び福祉事務所設置市区町村と連携して支援体制の構築に取り組む場合とする。
 （事業の全部又は一部委託可）

補助額

○ 事業実施対象地域単位の人口規模に応じた上限額を設定
 ・人口30万人を超える場合 6,000万円以内の必要額
 ・人口30万人以下の場合 4,000万円以内の必要額

注1：補助額は予定であり、変更があり得る。
 注2：モデル事業の実施期間が12月未満の場合、上限額は変動する。

事業内容

（1）生活困窮者の自立に関する相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じて支援計画の策定を行い、自立に向けて住宅手当などの既存事業との連携も含めた包括的な支援を行う。
 また、包括的な支援を行うため、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関とのネットワークづくりを推進する。

（2）就労促進のための支援事業

① 一般就労に向け、生活習慣の確立、社会参加能力の形成等の基礎能力の形成等を支援を行う（就労準備支援事業）
 ② 一般就労に就くことが困難な者に対して、支援付きの就労である「中間的就労」の場を育成支援する（中間的就労の推進）

（3）家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建のため、家計収支等に関するきめ細やかな相談支援を行う。

（4）その他、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

例）生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う

※1 生活困窮者への支援は相談支援事業でアセスメントを行った上で提供することを基本とするため、平成25年度においては、相談支援事業の実施を必須とし、他の事業については地域の実情に応じて実施する。

※2 各事業の実施に当たっては、制度の本格実施に向けて計画的な体制構築を図るとともに、モデル事業実施要領に基づいて生活困窮者への支援を行い、支援効果の検証や課題の把握、国への情報提供を行う。